

仕 様 書

- 1 保険名称 令和8年度道路賠償責任保険
- 2 概 要 佐賀県が管理する道路における事故等に際し、道路管理に瑕疵があつて損害賠償を求められた場合に県に代わり賠償金を支払う。
- 3 保険契約期間 令和8年5月10日（16時）から令和9年5月10日（16時）まで
- 4 保険対象道路 佐賀県管理道路 1,659 k m（令和7年4月1日現在）
（内訳）国道 390 k m
県道 1,269 k m
- 5 保険金支払限度額及び免責金額
 - （1）保険金支払限度額

身体賠償	1名につき	60,000 千円
	1事故につき	1,000,000 千円
財物賠償	1事故につき	10,000 千円
 - （2）免責金額 設定しない
- 6 仕様条件
 - （1）道路とは道路法（昭和27年6月10日法律第180号）に定める「道路」であり、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効用を全うする施設、又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものであること。ただし、道路交通法第4条が定める信号機及び道路標識等ならびに共同溝内部の電線・電話線・ガスパイプ・水道管、その他県以外のものが設置管理するものを除く。
 - （2）県が同様の管理を行い、その管理責任を負うべき道路についても、補償を受けることができること。
 - （3）佐賀県が管理する一般国道及び県道の道路には、契約期間中に新設、管理の移転等が行われ、佐賀県が管理することとなった道路を含むものとする。
 - （4）当保険契約は、道路の設置又は管理瑕疵があつたために、通行者等の他人に損害を与えた場合に負う損害賠償責任（国家賠償法第2条）及び国・佐賀県間で締結している国有林野無償貸付契約に基づき佐賀県が追う責任に対して保険金を支払うものであること。
 - （5）道路の構造上の欠陥や管理上の不備による事故、あるいはそれに伴う種々の作業上の過失によって生じた事故に起因して他人（当事者である県以外の全ての者を指す。）の生命又は身体を害し、あるいは他人の財物を滅失・き損・汚損したことにより、被保険者となる県が、法律上（国家賠償法、民法等）の損害賠償責任を負い賠償金を支払わなければならない場合に、被害者に対し直接保険金を支払うものであること。
 - （6）損害賠償金の他に以下の費用を支出することができること。
 - ①損害防止費用…損害を防止軽減するために支出した費用（賠償責任がある場合）。
 - ②緊急措置費用…応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用（賠償責任がない場合も含む）。

- ③争訟費用…損害賠償責任に関する争訟に係る費用（訴訟費用、弁護士報酬、鑑定人報酬、証人報酬、仲裁、和解、調停のための費用等）。ただし、これらの費用を支出するときは事前に保険会社の同意を得るものとする。
- ④協力費用…県が保険会社からの要求に従い、協力するために要した費用。
- (7) 保険料支払方法は、一括払いとする。
- (8) 保険期間中において道路総延長距離が増加した場合であっても、保険料を追加して支払わないこと。
- (9) 示談が成立し、請求を受けた場合は、原則として請求書を受理した日から30日以内に指定された口座に支払を行うこと。ただし、県がやむを得ないと認める場合を除く。
- (10) 保険期間中に起こった保険の対象となる事故については、契約期間を経過しても示談が成立し、賠償額の支払いが終了するまで対応すること。
- (11) 保険業法に基づき、金融庁の認可を受けている道路賠償責任保険商品であること。
- (12) 佐賀県道路課職員等と電話やメールにより、随時協議できる体制を確保すること。

7 秘密の保持

本契約に関して佐賀県が開示した情報及び契約履行過程で入手した情報を本契約の目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

8 特記事項

落札決定後は、落札者との間において書面による契約の締結を要するものであること。

【参考 直近10年間の道路賠償責任保険支払実績】

年 度	賠償件数	支払保険金額
令和7年度	8	2,285,849 円
令和6年度	8	1,573,403 円
令和5年度	12	2,961,657 円
令和4年度	12	11,571,183 円
令和3年度	8	2,324,470 円
令和2年度	13	7,040,241 円
令和元年度	7	3,337,912 円
平成30年度	13	1,082,922 円
平成29年度	6	2,978,044 円
平成28年度	9	887,261 円

※賠償額確定日の属する年度に計上

※訴訟費用としての弁護士費用等を含む。

※令和8年度は令和8年3月23日現在。その他示談交渉中等5件。